

消防危第 34 号
平成 4 年 4 月 17 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課長

給油取扱所における危険物保安監督者の職務を代行する者について(通知)

給油取扱所の予防規程に定めることとされている事項のうち、危険物保安監督者の職務を代行する者(以下「代行者」という。)については、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」(平成元年 11 月 7 日付け消防危第 98 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通達)により、平成 4 年 4 月 30 日までの間、丙種危険物取扱者をもって充てることができることとし、この間に、危険物取扱者試験を積極的に受験するよう指導をお願いしてきたところであるが、なお一部に、未だ代行者として甲種又は乙種危険物取扱者を選任していない給油取扱所が見受けられるところである。

このような給油取扱所については、平成 4 年 5 月 1 日以降、関係法令の趣旨に鑑み、引き続き危険物取扱者試験を積極的に受験する等して、できる限り速やかに甲種又は乙種危険物取扱者を代行者として定めるよう指導願いたい。なお、これらの給油取扱所においては、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合にあつては、その間は、当該給油取扱所の業務を行うことができないものであるので、念のため申し添える。

おつて、貴管下市町村に対してもこの旨示達願いたい。